＜慶弔給付の添付書類一覧＞

◎死亡弔慰金請求書

種類	必要書類
会員死亡	死亡診断書
配偶者死亡	死亡診断書と会員の戸籍謄本
親族死亡	戸籍が同じ場合…死亡診断書と会員の戸籍謄本
	戸籍が別々の場合…死亡診断書と会員の戸籍謄本または抄本

※亡くなられた方の除籍謄本は必要ございません。

※会員が除籍になっている戸籍謄本や原戸籍（改正原戸籍）、会員の住民票は受理できません。

※戸籍謄本について、該当ページのみ提出されているケースが見受けられますが、すべてのページが必要となります。

※戸籍謄本や抄本は６か月以内に発行されたものとなります。

◎災害見舞金請求書

必要書類
（必　須）　市町村等で発行された罹災状況証明書
（任　意）　写真・見積書等　※写真や見積書等は、判断が難しい場合に添付をお願いいたします。

◎出産祝金請求書

必要書類
出生届済証明書付母子手帳（市町村長の印鑑が押印されているページ） もしくは会員の戸籍謄本

※出生届済証明書付母子手帳は市町村長の印鑑が押印されているページとなりますが、ページの一部のみ提出されているケースが見受けられます。そのページ全体が必要となりますので、省略せずに提出してください。

※会員の住民票や出生証明書は受理できません。

※戸籍謄本は６か月以内に発行されたものとなります。

◎その他

・書類は写し（コピーしたもの）でも構いません。

・傷病見舞金請求書および結婚祝金請求書は添付書類の提出は不要です。

一般財団法人　秋田県民間社会事業福利協会